

平成26年度特許法等改正説明会の開催について

経済産業省特許庁・沖縄総合事務局地域経済課特許室 主催

この度、「特許法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律改正に関する説明会を、全国の主要都市において開催いたします。

今回の法律改正の内容について、特許庁職員が分かり易く解説しますので、この機会に是非ご参加下さい。

なお、参加費及びテキストは無料となっております。

【日 時】 6月4日(水) 9:00~11:00

(受付は8:30より開始いたします。)

【場 所】 沖縄産業支援センター 大会議室 3F

(沖縄県那覇市小禄1831-1)



【講義内容】 特許法等の一部を改正する法律について

【講師】 特許庁総務課制度審議室 室員

【参加費】 無料

【お申込方法】 本説明会に参加を希望される方は、下記に必要事項を記載し、メールまたはFAXにてお申し込みください。

【お問合せ・お申込先】 沖縄総合事務局経済産業部特許室 大河・松田 まで

メールアドレス：ohkawa-takuro@meti.go.jp または matsuda-yuko@meti.go.jp

TEL : 098-866-1730

FAX番号：098-860-1375 沖縄総合事務局経済産業部特許室 宛

		所属	役職
参加者氏名 (弁理士の方は弁理士登録番号も記載下さい。)			
企業名			
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
Email アドレス			

※事前申込制となっております(定員に達し次第、受付を締め切ります)。

※日本弁理士会の継続研修の必修科目に指定されております。

【法改正の概要】

A. 特許法の改正

（１）救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする等の措置を講ずる。

（２）特許異議の申立て制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する。

B. 意匠法の改正

（１）複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（加入を検討中）に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る。

C. 商標法の改正

（１）保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている色彩や音といった商標を我が国における保護対象に追加する。

（２）地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPO法人を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。

D. 弁理士法の改正

（１）弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等を行う。

E. その他（国際出願法の改正）

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付するための規定の整備を行う。

